

随意契約及び公表の基準

○独立行政法人労働安全衛生総合研究所会計規程

(随意契約)

第40条 研究所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、随意契約によることができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）によることが適当でないと認められるとき。
- (2) 緊急の必要により競争入札により契約を締結することができないと認められるとき。
- (3) 競争入札により契約を締結することが不利と認められるとき。
- (4) 競争入札を行った場合において、入札者がいないとき。
- (5) 競争入札を行った場合において、再度入札を行っても落札者がいないとき。
- (6) その他契約事務取扱要領で定めるとき。

○独立行政法人労働安全衛生総合研究所契約事務取扱要領

(契約に係る情報の公開)

第7条 会計規程第37条、第39条又は第40条の規定により締結された契約であって、契約金額が100万円（賃借料又は物件の借入の場合は80万円）を超えるものについては、研究所のホームページ上に次の各号に掲げる事項を掲載し公表しなければならない。

- 一 公共工事（公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- 二 契約責任者の氏名及び所在地
- 三 契約を締結した日
- 四 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- 五 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
- 六 契約金額
- 七 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は研究所の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- 八 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
- 九 随意契約によることとした会計規程等の根拠条文及び具体的かつ詳細な理由並びに、企画競争又は公募手続きの実施の有無
- 十 厚生労働省が所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に研究所の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数

十一 その他必要と認められる事項

2 前項の規定に基づく公表は、契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に行わなければならない。ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、契約を締結した日の翌日から起算して93日以内に行うことができる。

(随意契約によることができる場合)

第28条 会計規程第40条第6号の規定により随意契約に付することができる場合は、次の場合とする。

- 一 予定価格が250万円を超えない工事若しくは製造をさせるとき
 - 二 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
 - 三 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
 - 四 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
 - 五 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
 - 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
 - 七 運送又は保管をさせるとき。
 - 八 国、地方公共団体、その他公法人与契約をするとき。
 - 九 外国で契約をするとき。
 - 十 研究所の生産に係る物品を売り払うとき。
- 2 落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。
- 3 会計規程第40条第1項第4号及び第5号の場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。